

捕獲事件記録

書記	檢察官	擔任評定官	拿捕船名			事件番號	受理年月日
			白鷹丸	日本汽船(重油タンク船)	日本	第五九七號	昭和十八年八月十九日
龍田	中村	遊谷	船長	ラレタ	拿捕セ	及指揮官	佐世保捕獲審檢所
抗議期間満了日	終局年月日	訴願期間満了日	船長	ラレタ	拿捕セ	及指揮官	旅順方面特別根據地隊司令官
昭和十八年十二月六日	昭和十八年十一月十六日	昭和十八年十一月一日					

意注
 指定去狀本一追...
 外...
 送

佐捕第十九號

此等船舶ニ関スル監査結果ハ此等及送還等
式等船舶ニ付監査手続時及送還等
白 書

日本(米國駐會館) 送還書

此等船舶ニ付監査手続時及送還等

監査手続時及送還等

昭和十八年八月十六日

監査手続時及送還等



船舶拿捕ニ関スル調査書

1. 船舶名目 日本(重油タンク船)白鷹丸

2. 船主名目 関東州大連港

3. 船種 重油タンク船

4. 船長名目 不詳

5. 船籍 不詳

6. 船主住所 不詳

7. 船主職業 不詳

8. 所有者 不詳

9. 本官ハ 旅順方面特別根據地隊司令官ノ

命ニ依リ前記船舶ノ



1. 臨檢及拿捕ノ日 昭和十七年十一月二十九日
 2. 同 場所 関東州大連市星ヶ浦
 四 本官ハ當時船内ニ船舶書類、通貨有價證券、貴重品及
 載貨ノ有無ニ付調査シタルニ、通貨其ノ他載貨等ハ之ヲ發見
 セサルモ、船舶書類中國籍證書ヲ押收シタリ
 五、本船舶ハ表見上、大連市平和臺ニ一番地(三井物産大連支店長)奥村
 順三所有名義ニ登録シアルモ、實質上ハ米國法ニ基キ
 設立セラレタル米國籍法人スタンダード・ウァキユーム・オイル、
 カムパニーノ所有ニ屬シ敵性ヲ有スルモノナリ

昭和十七年十一月三十日
 特設砲艦壽山丸艦長
監檢士官 玉城利治
 海軍大佐

提出書類目録

汽船 白鷹丸 捕獲事件ニ付鎮海警備府
 ニ於テ 鎮海警備府參謀長ノ提出シタル
 書類左ノ如シ
 一 汽船白鷹丸國籍證書 壹通
 以上

昭和十八年八月十六日

佐世保捕獲官檢所書記

新田彰光

佐世保捕獲官檢所評定官

櫻井 文

事件番號	第 597 號	
品目	領物番號	船名
船舶國籍證書	第 一 號	白鷹丸

所檢審獲捕保世佐

船舶國籍證書

番號	信號	種類	船籍港	船質	帆船裝	機關種類及數	推進器種類及數	造船地	船名	造船者	進水年月	所有者
第五〇九號		汽船	大連市	鋼		發動機壹箇	螺旋推進器壹箇	大連市	白鷹丸	大連汽船株式會社	昭和九年六月	大連市平和臺貳拾壹番地 奥村順二
			度		積		量					
上甲板梁上於船首後、前面ヨリ船尾狀、後面至長	船體最廣部、於肋骨、外面ヨリ外面至九幅	長、中央於總骨、上面ヨリ、上甲板梁維測、於上面至深	壹米九分九釐	壹米七〇	總噸數 參參噸〇貳	總積量 九參 壹方五 四參	上甲板下 七八 九 七六	上甲板遮蔽シタル場所 四 五 六 七	控除積量 五〇 〇 參貳	純積量 四參 壹方五 肆壹	純噸數 壹五 噸參 六	

前記ノ事項ハ何レモ正確ニテ本船ハ日本帝國ノ國籍ヲ有スルコトヲ證明ス

昭和拾五年拾貳月拾三日

日本帝國

關東海務

關東海務局印

長 正

長崎控訴院

昭和十八年八月十六日

佐世佐捕獲官留給所

評定官 澁谷八州夫

鎮海警備府參謀長殿

合手捕獲船舶書類二冊スル件、

日本(英國系會社所有)重油タンク船ありやめ丸
日本(英國諸會社所有)同 白鷹丸

右各船舶捕獲事件ニ付右各船舶、各國捕獲證書
各港通及ありやめ丸船舶原以溥膠本港通受領
候也

長

長

長崎控訴院

昭和十八年八月十六日

佐世保捕獲室檢所

評定官 澁谷八州夫

鎮海警備府參謀長殿

合手捕船船書類二閱スル件

日本(英國系會社所有)重油夕ク船ありや丸
日本(英國系會社所有)同 白鷹丸

右各船舶捕獲事件ニ付右各船舶、各國籍證書
各船通及ありや丸船舶原簿原本通受領
候也

控

栗田

佐世保捕獲審檢所

一、三井物産株式会社會社大連支店ハ昭和
 六年 迄 ヲリ スタンダード・ヴァキエーム
 ・オイル・カンパニー、關東州及滿洲方
 面ノ總代理店 トナツテ居リマシタ
 一、汽船(重油タンク船)白鷹丸及油槽船
 (重油用ライター)カ、三井物産大連支
 店ノ所有名義ニナツテ居タマヘトハ相違
 アリマシタ。其ノ中白鷹丸ニ付テハ、三
 井物産大連支店長奥村順三ノ個
 人所有名義ヲ以テ、日本所轄官廳
 ニ登記シテアリマシタ。
 處カ此ノ兩船ハ三井物産大連支店

第九號ノ一 日本標準規格B列四號

一、
 又ハ奥村順三ノ所有デハナク、米國籍
 會社ナルスタンダード・ヴァキエーム・オイル
 カンパニーカ、眞實ノ所有者デアリマス
 且今申シマシタルカ如ク、スタンダード
 ノ所有船名白鷹丸及鶴丸カ
 三井物産大連支店ノ所有名義ト
 ナリ、或ハ支店長奥村順三ノ個
 人名義ヲ以テ登記シテ居ル譯ハ次
 ノ通リデアリマス。即チ關東州
 二於テハ船舶登記法ノ關係上、外國
 法人デハ所有權保存登記ガ出
 來ラズ、白鷹丸ニ付テハ、關東

支店長個人所有名義ヲ以テ登
 記シ受ケ、所轄官廳關係ニハ三井
 物産大連支店ノ所有船トシテ、西
 船ヲ属出テアツタリシアリ
 鶴丸ノ方ハ登記シテアリシ
 白鷹丸及鶴丸、運用、維持
 要スル費用ハ一應三井物産大連
 支店ヲ主替支出シテ置キ、後日
 スタンカトトカス、其ノ支拂ヲ受ケ
 テ居タリシアリ
 白鷹丸及鶴丸ハ表面上、三井物
 産大連支店ノ所有名義ニテ

居タリシアリ、平素日本國旗ヲ掲揚
 シテ運航シテ居リシメ
 白鷹丸ハ汽船アリシレテ

總噸數 三三噸〇二
 純噸數 一五噸三六

大連市トシテ、船舶
 登記シ受ケ、國籍ハ前述ノ關係上
 日本帝國國籍船トシテ居リシメ、
 之ハ假裝虚偽、登記アリシ
 白鷹丸及鶴丸ハ昭和十七年
 十二月二十九日、大連市星ヶ浦臨海
 浴場海面ニ墜落留中、日本帝國

海軍ニ依リ拿捕セラルタトハ相違
アリマセヌ
當時兩船共ヲ搭載貨物ハアリマセ
ヌアリマセヌ
一、白鷹丸ハ重油用ノタンクヲ備
ヘタ重油タンク船ヲ、鶴丸ハ給油
用ノ重油タンクヲ備ヘタ船ヲアリ
マセヌ
一、兩船ノ真室ノ所有主トシタ
ルト、ウアキユーム・オイル・カンパニ
ノ責任スル職多ク等ハ現在當地
方ニ居ルアリマセヌ

右ハ書記之ヲ錄取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官

佐世保捕獲審檢所書記

新田 龍太郎
新田 龍太郎

通事

申供者

西村 大五郎

横濱市東区山下町八番地
 於テ
 捕獲事件ニ付昭和十八年
 四月十九日
 滋谷八州夫ニ對シ
 加藤治助ノ爲シタル申供左ノ如シ
 加藤治助
 加藤治助
 五十三歳
 横濱市東区山下町八番地
 船船株式會社 兼田管理事務所 會計主任
 日本
 横濱市東区尾所八八九番地
 昨日 出ル事務所ヲ閉鎖
 昨日 出ル事務所ヲ閉鎖
 昨日 出ル事務所ヲ閉鎖

聽取書

ベガサズ 綿 捕獲事件ニ付昭和十八年

四月十九日 横濱市東区山下町八番地 於テ

評定官 滋谷八州夫ニ對シ

加藤治助ノ爲シタル申供左ノ如シ

一 氏名ハ 加藤治助

一 年齢ハ 五十三歳

一 職業ハ スタンダード・グア・キートン・オイル・カム・ハ
ニ 兼田管理事務所 會計主任

一 国籍ハ 日本

一 住所ハ 横濱市東区尾所八八九番地

一 昨日 出ル事務所ヲ閉鎖

昨日 出ル事務所ヲ閉鎖

横濱市東区尾所八八九番地

ノテ充分ノ説明が出来金ニル關係上
本日関係考類等ヲ御覽之供ト出来
ル丈詳細之御説明申上ケ様ト思ヒ
マシ、尚事務所ノ敵産管理人森田
半右衛門ハ去ル十日ヨリ朝鮮方面
ニ出張中ヲ留守知アリマシテ私カ代
ツテ申上ケル次第アリマシ

一、スタンダード・ウアキエーム・オイル・カムパニーハ米
國合衆國ニユージョーリア州ニ於テ同國
ノ資本ヲ以テ同州ノ會社法ニ基キ設立
セラル米國ノ會社アリマシ
本店ハ紐育市ブロードウエー式拾六番

第九號ノ一 日本標準規格B列四號

ニ在リ、當島地ニ日本支店ヲ置キ内地、
朝鮮、台湾、関東州ニ於ケル營業ヲ
統轄シテ居リマシ、日本支店ニ付テハ
横濱ニ裁判所ニ登記シテ居リ、最近
ノ登記簿謄本ニ從ツテ申上ケマシト

(一) 高維、スタンダード・ウアキエーム・オイル・カムパニー
(二) 本店、米國紐育州紐育市ブロードウエー
式拾六番

(三) 支店 横濱市、台北市、大連市
(四) 目的 石油、其ノ生産物、副産物ノ産
出、精製、製成、賣買、其ノ他ノ
取扱、世界各地ニ於ケル諸種類ノ



- (五) 設立年月日 西曆一千九百三十三年(昭和八年)九月八日
 - (六) 資本総額 米貨 壹千萬弗
 - (七) 一株ノ金株 米貨 壹百弗
 - (八) 拂込金額 一株ニ以米貨 壹百弗
 - (九) (省 略)
- 物品、生産物、商貨、貯蔵、製作、買得、獲得、売却、譲渡、処分、以上必要之事項、適當且正當ナル指般ノ事項、直接、間接ニ會社ノ利益ヲ増進シ、又ハ其ノ資産ノ價格ヲ増加スヘキ各種ノ合法ナル營業



(十) 取締役

- 米國人「チーエス・ウォルデン」 米國人「エツチ・カンダ」
- 米國人「イー・エフ・ジョンソン」 米國人「ピー・ダブルユー・パーカー」
- 米國人「エー・エッチ・コングトン」 米國人「テイ・イー・モブリー」
- 米國人「エー・エッチ・タムリンソン」
- 日本ニ於ケル代表者
- 米國人「クラレンス・イー・マイヤ」 米國人「ウォルター・エル・マーレイ」

(十一) 監査役 英國人「テイ・イー・ガール・ニユートウ」

テアリマエ

以上ハ大東亞戦争開始當時迄ノ状態ヲアリマエカ、其ノ後大体変リハアリマエ、此ノ會社ノ本日現在、調査書ニ依ツテ申

上ゲマスト株式総数ハ十萬株ヲソコト
 ヲアキニーム・オイル・カムパニー・インコーポレーテッド
 ト「スタンダード・ヴァキニーム・オイル・カムパニー・オブ・
 ニュージャージー」トガ其ノ半分宛ヲ持ツテ居
 リマス、此レハ大東亞戦争開始當時を
 變リハアリスマテレタ、此ノ両會社トモ米
 國合衆國ニ於テ同國資本ヲ以テ同國
 ノ法律ニ依テ設立セラルタ會社アリマス
 日本ニ於テハ代表者ハ前ニ申上ケタル通り二名
 ニテツテ居リマス、其ノ内主トシテ代事ツレ
 テマスノハ「クラレンス・イー・マイヤール」アリマス
 (申 略)

右ハ書記之ヲ錄取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
 ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官 澁谷八州夫

佐世保捕獲審檢所書記 高野正義

右抄本也	申	事
昭和三十八年八月二十日佐世保捕獲審檢所書記	供	藤治助
加藤	者	加藤
藤治助	加	藤治助
藤治助	藤	藤治助
藤治助	治	藤治助
藤治助	助	藤治助

第九號ノ二 日本標準規格B列五號

漢口市日本租界
 勤海軍武官府ニ勤務シ主トシテ涉外事
 項ヲ擔當處理シテ居リマス
 私ハ昭和十三年以來漢口在勤海軍武官府ニ勤務シ主トシテ涉外事
 項ヲ擔當處理シテ居リマス
 私ハ大東亞戰爭ノ開戦日タル昭和十六年十二月八日ノ前後ニ亘リ
 上司ノ命ヲ承ケ漢口及其ノ附近ニ所在スル敵國又ハ敵性國ノ資産
 關係及諸權益等ニ付調査シタコトガアリ且平素ノ擔當事項ト相俟
 テ其ノ當時ニ於ケル在支外國會社ノ國籍内容等ヲ相當詳シク知ツ

聽 取 書

事件番號自第五二〇號至第五六四號自第五一〇號至第五一五號捕獲事
 件ニ付昭和十七年十二月十八日漢口在勤海軍武官府ニ於テ評定官稻田
 馨ニ對シ海軍囑託今津榮治ノ爲シタル申供左ノ如シ

- 一 氏名ハ 今津 榮 治
- 一 年 齡 ハ 六 十 歲
- 一 職 業 ハ 海 軍 囑 託
- 一 國 籍 ハ 日 本
- 一 住 所 ハ 漢 口 市 日 本 租 界
- 一 私ハ昭和十三年以來漢口在勤海軍武官府ニ勤務シ主トシテ涉外事
 項ヲ擔當處理シテ居リマス
- 一 私ハ大東亞戰爭ノ開戦日タル昭和十六年十二月八日ノ前後ニ亘リ
 上司ノ命ヲ承ケ漢口及其ノ附近ニ所在スル敵國又ハ敵性國ノ資産
 關係及諸權益等ニ付調査シタコトガアリ且平素ノ擔當事項ト相俟
 テ其ノ當時ニ於ケル在支外國會社ノ國籍内容等ヲ相當詳シク知ツ

テ居リマス

一 太古洋行トイフノハ華名デ本名ヲ「バツターフィールド・アンド・スウアイヤー」(Butterfield & Swire)トイヒ英國法ニ基キ設立セラレタル英國籍會社デ本店ハ英國倫敦ニ在リマシテ其ノ東洋ニ於ケル總本部ヲ香港ニ置キ上海、漢口等ニ支店ヲ置イテ居リマシタ

一 亞細亞火油公司 (漢口)

亞細亞石油公司 (九江)

亞細亞煤油公司 (鎮江)

トイフノハ何レモ「アジアチツク・ペトロリウム・カンパニー」

(ノース・チャイナ) リミツテツド」(Asiatic Petroleum Company

(North China) Limited)ノ華名デアリマシテ本來同一會社デ

アリマス此ノ會社ハ英國法ニ基キ設立セラレタル英國籍會社デ本店ハ英國倫敦ニ在リ漢口、九江、鎮江等ニ支店ヲ置イテ居タノデスガ其ノ支店ニ付テハ所在地ニ依リ少シツツ華文名稱ヲ違ヘテ居

リ前述ノ如ク亞細亞火油公司 (漢口)、亞細亞石油公司 (九江)、亞細亞煤油公司 (鎮江)、トイフモ元來同一會社デアルコトハ相違無イノデアリマス

一 怡和洋行トイフノモ華名デアリマシテ本名ヲ「ジャーディン・マヂスン・アンド・カンパニー・リミツテツド」(Jardine, Matheson & Company Limited)トイヒ英國法ニ基キ設立セラレタル

英國籍會社デアリマシテ本店ハ英國倫敦ニ在リ上海、漢口等ニ支店ヲ置イテ居リマシタ

一 美孚公司ハ「スタンダード・ヴァキューム・オイル・カンパニー」(Standard Vacuum Oil Company)ノ華名デアリマシテ此ノ會社

ハ英國法ニ基キ設立セラレタル英國籍會社デアリマシテ本店ハ英國紐育ニ在リ上海、漢口、九江等ニ支店ヲ置イテ居リマシタ尙同會社ハ「スタンダード石油會社」ト稱ブコトモアリマス

一 以上四會社ノ職員タル米、英國人等ハ開戰當時頃逃亡シ或ハ本國ニ引揚ゲタリ等シテ現在漢口附近ニハ一人モ殘ツテ居リマセヌ

右ハ書記之ヲ錄取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違ナキ旨陳述シタルニ依
リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官

稻田

田

田

義

光

馨

佐世保捕獲審檢所書記

龍

田

義

光

通

事

田

義

光

申

供

者

津

榮

治

右膽本也
事件番號第五二〇號英國汽船靖港捕獲事
件記録ニ編綴ノ原
本ニ依リ之ヲ作成ス

昭和十八年八月十九日

佐世保捕獲審檢所

書記

新田榮治



佐捕乙第七五六號

調査書

汽船白鷹丸 捕獲事件ニ付事實ノ調査ヲ

了ヘタルヲ以テ之ガ取調書類ハ拿捕シタル艦船部
隊指揮官ノ供述書ト共ニ別冊記録ニ編綴致置候條
供述書ノ附屬書類相添ヘ別冊記録及送付候

昭和十八年九月十七日

佐世保捕獲審檢所

擔任評定官

徳島州史

佐世保捕獲審檢所檢察官

御中

佐捕第三十號 七五七號

事件番號 第五九七號

意見書

汽船 白鷹丸

本件事案ヲ精査致候處右ハ敵船ナルコト明ナルヲ以テ捕獲ストノ檢定可相成モノト思料候也

昭和十八年 九月 十六日

佐世保捕獲審檢所

檢察官

檢察官

徳永 榮吉

佐世保捕獲審檢所

擔任評定官 澁谷 八州 夫殿

佐捕第三十號 B第列五號

南長48

佐世保捕獲審檢所
檢査書
事件番號 第五九七號
汽船 白鷹丸
本件事案ヲ精査致候處右ハ敵船ナルコト明ナルヲ以テ捕獲ストノ檢定可相成モノト思料候也
昭和十八年 九月 十六日
佐世保捕獲審檢所
檢察官
徳永 榮吉
擔任評定官 澁谷 八州 夫殿

本件ニ付昭和十八年九月二十五日佐捕乙第七六六號ヲ以テ内閣印刷局
官報部官報係竝ニ「日本タイムス」社ニ左記要領ノ公告掲載方ヲ囑託
シタリ

昭和十八年九月二十五日

佐世保捕獲審檢所

記

本件船舶ハ帝國海軍ノ爲拿捕セラレ當該ニ於テ審檢ヲ爲スニ依リ利
害關係人ハ公告ノ翌日ヨリ起算シテ三十日以内ニ書面ヲ以テ當該ニ
訴願スルコトヲ得
右公告ス

昭和十八年十月二日ノ官報竝ニ「日本タイムス」ニ公告掲載済



新刊官報
官報係竝ニ「日本タイムス」社ニ左記要領ノ公告掲載方ヲ囑託
シタリ
昭和十八年九月二十五日
佐世保捕獲審檢所

申請書

捕獲事件第五九七號 汽船白鷹丸

右事件ニ付利害關係人ヨリ法定期間内ニ訴願書ノ提出
ナキヲ以テ審問ノ手續ヲ爲サズ直ニ檢定相成度候也

昭和十八年十一月十六日

佐世保捕獲審檢所檢察官

杉浦忠雄殿

佐世保捕獲審檢所長官 杉浦忠雄殿

一九

第五九八號

報告書

本件檢定書原本ハ昭和十八年十一月十六日當廳檢察官ニ
送付シタリ

昭和十八年十一月十六日

佐世保捕獲審檢所書記

山下久 奉



110

佐捕乙第 八九〇 號

(事件第五九七 號)

汽船 白鷹丸

右ハ別紙檢定書ノ通捕獲ト檢定相成確定致候條貴廳ニ於テ相當海軍官衙ニ執行トシテ引渡相候度捕獲審檢令第三十條ニ依リ此段及願託候
追而引渡ノ上ハ受領者ヨリ別紙受領書ヲ徴シ回送方御取計相成度候

昭和十八年十二月八 日

佐世保捕獲審檢所

檢察官

佐世保鎮守府司令長官

小松 輝久 殿

事件番號第五九七號

本件ニ付昭和十八年十二月十日佐捕乙第八九五號ヲ以テ内閣印
刷局百報部百報係ニ該檢定ハ昭和十八年十二月七日確定シタル
旨掲載万囑託ヲ爲シタリ

昭和十八年十二月十日

佐世保捕獲番檢所

昭和十八年十二月十七日官報掲載



昭和十八年十二月十日

海軍省兵備局長

昭和十八年十二月十日

官廳簿記課長
昭和十八年十二月十日
本件ニ付昭和十八年十二月十日
事務取扱係

受領書

(事件第五九七號)

一九四四年

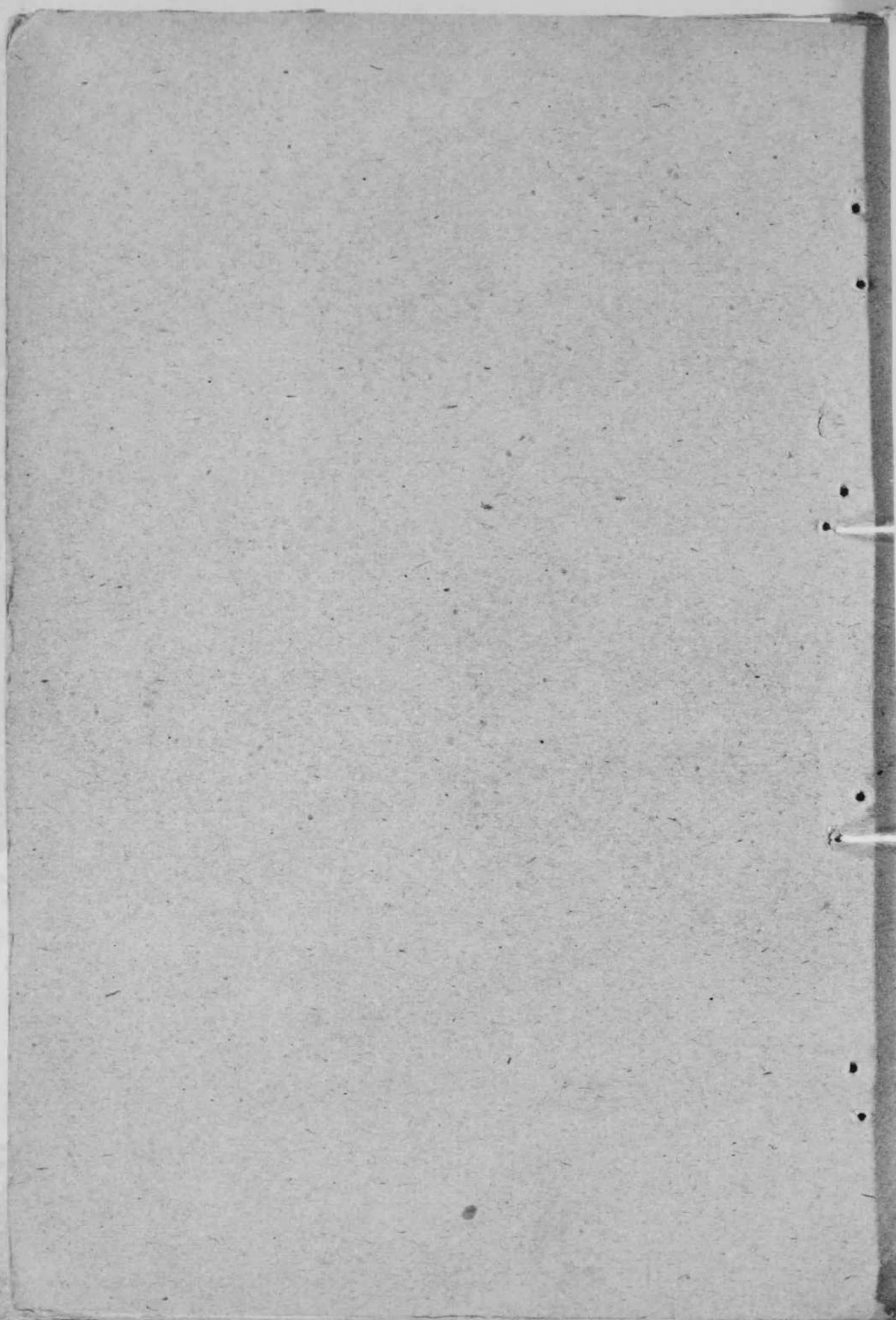
汽船白鷹丸

右捕獲事件檢定確定ノ上執行トシテ引渡ニ付檢定書ノ謄本ト共ニ
受領致候

昭和 年 月 日

海軍省兵備局長

佐世保捕獲審檢所
檢察官 德永榮吉殿



Very faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and is too light to transcribe accurately.

0000 0730